

議員（小川 保）

失礼いたします。9番 小川 保でございます。

本日は、2020年の教育改革についてと放課後児童クラブの現状と方向性について、この2点について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先ほど中野 一郎議員の一般質問を聞かせていただいていたのですが、その中で外国人児童に対する教育の難しさ、あるいは着実に準備を進められていると、特に多度津小学校を指定校としてやられておるということは非常に大切なことで、実は昨日、多度津小学校の授業参観等々がありまして、教育長ももちろん出席されておりました。私も拝見させていただいていたのですが、教室の中で担当の先生がその児童のそばに寄り添って授業の中で進められておるということを目の当たりにしまして、非常にすばらしいことやなという風に感心をさせていただきました。本当にご苦労さなことです。ありがとうございます。

まず1点目、2020年の教育改革についてであります。

大正時代の新教育運動において、与謝野晶子、坂口安吾などの文化人・芸術家を中心とした教師達が目指した理想教育、大正デモクラシーと言われたあの時代から、実に100年後の現在、2020年度の教育改革が世界の潮流に合わせて、大きく舵を切ろうとしております。新学習指導要領への移行により、小学校の児童にも導入する教科担任制など、一部2018年度から移行措置がスタートしました。それらの詳細は、一般的にはそれほど知らされてはおりません。今後、家庭でできる事柄なども合わせて、自発的学習を促すアクティブ・ラーニングなど、改めてそれらの内容と今後の経年措置などについてご教示いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

小川議員の新学習指導要領実施に向けての経年措置についてのご質問に答弁させていただきます。

学習指導要領は、文部科学省が定めている教育課程の基準のことで、小・中・高校それぞれ教科ごとの学習目標や内容が定められています。10年ごとに改定され、今回が戦後8度目となります。

今回の学習指導要領を策定にするに当たっては、2014年11月に文部科学省より諮問を受けた中央教育審議会が検討、審議し、2016年に答申しました。答申には、近年顕著となっているのは、知識、情報、技術をめぐる変化の速さが加速的になり、情報化やグローバル化といった社会変化が人間の予測を超えて進展するようになっている。子供たち一人一人が予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の作り手になっていけるようにすることが重要だと指摘しております。

それを受けて2017年度学習指導要領の改訂版が出され、幼稚園は2018年度全面実施、小・中学校は2018年度より移行期間に入り、2020年には小学校全面実施、2021年度には

中学校全面実施となります。さらに2022年には高校1年生から年次進行で実施されることとなります。大学入試は、2020年度に大学入試センター試験が大学入学共通テストに変わります。今後、数年間は改革の具体策を実行していく、そうした段階になります。学習指導要領の改訂に伴い、教科用図書が民間会社の手で編集、作成され、国の検定を受けて、複数の教科書の中からどれを扱うかという採択をして子供たちの手に届くことになり、児童・生徒、保護者の皆様にも教育内容の具体像が明確になります。本年度は小学校教科用図書の採択、次年度の2020年度には、小学校では今回の学習指導要領に則った新しい教科書を使用した学習が始まることとなります。

今回の改定のポイントは、社会に開かれた学習過程の実現で、その中で言語活動の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、情報活用能力の育成、そして現代的諸課題への対応です。

円滑な実施に向けて、徐々に新しい学習指導要領の内容を取り入れていく移行措置については、2018年度から小学校は2年間、中学校は3年間が移行措置となっています。その間、本町では小学校の外国語活動を充実させ、教科の外国語を先行実施しております。また、現在では学級担任制をとっていますが、全ての教科を担当が教えることではなく、音楽、体育、書写、家庭科などの教科については教科専科の教師が授業を実施している場合があります。さらに教科としての外国語の実施、プログラミングの必修化など、小学校でも専門的な指導による教育の質が求められており、教科担任制の拡大の有無は小学校教育における一つの大きな課題だと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

新学習指導要領では、何を学ぶか、何ができるようになるかとともにどのように学ぶかという指針が明示されており、それがアクティブ・ラーニングというもので、学び方そのものに注目したところが大きなポイントだと思います。

文部科学省は、アクティブ・ラーニングを主体的・対話的で深い学びという風に改題をしております。主体的な学びとは、学ぶことに興味関心を持ち、見通しを持って粘り強く取り組み、学習活動を振り返りつつ次に繋げていくと。対話的な学びとは、教師が一方的に教えるだけでなく、生徒が先生や他の生徒、あるいは地域の人たちなどとの対話や協働などを通じて理解を深め、思考力を高めていくと。そして、深い学びは、習得、活用、発見という学びの過程の中で、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりする力を養うことだと、こういう風に説明されております。

アクティブ・ラーニング本家のアメリカで行われているのは、反転授業といって、最初に先生が授業のVTRを作り、学生たちはあらかじめ家でそれを見てから学校の授業に臨みます。従来の授業を受けてから復習をするという勉強方法を、文字どおり反転させているわけであり、先生の話を受け身で聞くだけではなかなか身につけません。自

ら発言することで自分の中に定着するのです。これからは、授業にそういう要素を取り入れていかないと新しい時代に対応する能力を育むことは難しいということが今回の改革の背景にあるようです。

考え方は大体理解できますが、実際の教育現場での教育の仕方がどのように変わるのかが見えません。よく分かりませんので、教えていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

教育長（田尾 勝）

小川議員のアクティブ・ラーニングによって教育現場の教育がどのように変わるのかについてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘の反転授業では、持っている知識をどのように生かすかに焦点が当てられ、教室での児童・生徒が教師との関わりによって学習意欲、コミュニケーション能力を養うことができるという成果が見られているようです。しかし、課題として各家庭にIT環境が整備されていることが必要です。また、家庭での意欲化を図るフォローも不可欠のように思います。原理は、これまでの予習のあり方と学習のあり方を捉え直すことでアクティブ・ラーニングを促進しようとするものです。

また、継続的な研究も大切です。主体的・対話的、深い学びについては、これまでも地道に取り組まれた学校での実践もあり、その蓄積から考えることも大切だと思います。深い学びについては、通常行われている言語活動、観察、実験、問題解決的な学習などの質を高め、教科等で学習した見方、考え方を児童・生徒が家庭、社会で自在に働かせるようにすることこそが必要だと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

先ほどの教育長の答弁の中で、課題として各家庭にIT環境が整備されていることが必要であると、また家庭での意欲化を図るフォローも不可欠であるという回答がございましたが、ちょっと分かりづらかったのは、恐らく家庭との接点が一番多いのは学校側かなという風に思っております。家庭に対して色々PR等々をしていかないかなのではないかなと思いますが、そこらあたりの準備は着実に進んでおるかということについてご質問をさせていただきたいと思います。質問状にはあらかじめはありませんでしたが、そこらあたりの活動はどうなっておるのかなと思ひまして、よろしくお願いいたします。

教育長（田尾 勝）

今回の学習指導要領の改訂に当たっては、家庭また社会に開かれている教育課程を作るということが大上段に構えておりますので、議員ご指摘のとおり家庭と学校、社会が本当に繋がっておくということが大事だと考えております。特に、低年の小学校段階とか幼稚園段階とかという学年が低い段階の児童及び園児に対しては、特に家庭との連携

が必要だと思います。そして、家庭との連携を図るためには、学校による家庭への働き方、また家庭への教育力を引き出すということが今回の学習指導要領の改訂の中でも大事な要素になってくるのではないかなという風に思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

突然の質問で誠に申しわけございません。

次の質問ですが、教育現場では大きな改変になると思います。理念では分かっているも、実際に実行するとなったら大変なことではないかなと。この改変が効果のあるものになるためには、教職員の働き方改革も着実に進めつつ、教育改革に準拠した教職員の十分な準備が必要ではないかと思います。いかがでしょうか。

教育長（田尾 勝）

教育改革が効果のあるものになるためには、教職員の働き方改革を含めて教職員の資質向上を含めた準備が必要ではないかというような質問に答弁させていただきます。

アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメント、外国語、道徳の教科化、ICT環境の充実、特別支援教育など新たな課題への対応、そしてチーム学校の実現など課題は山積しているように思います。

これまで成果を上げてきた我が国の学校教育を維持向上させるためには、学校における働き方改革は急務です。そのためには、地域と学校との連携、協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の学びそのものをアクティブにすることが大切です。そのバックボーン考え方であるより良い学校教育を通じて、より良い社会を作るという目標を学校と社会が共有し、連携、協働しながら新しい時代に求められている資質、能力を子供たちに育むという今回の学習指導要領の大切な考え方を家庭、社会、学校が共有化して再認識する必要が大切だと思います。そのことが働き方改革にも繋がるように思います。

専門スタッフの拡充、例えばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、司書、ICTの職員などの専門性を持った職員の配置、また地域、企業等の人材の活用は、教職員の負担軽減にも繋がると同時に教職員の学校現場での研修ともなり、資質向上に繋がると考えています。

先ほどに答弁させていただきました小学校での教科担任制の拡大、ICT環境の充実は、教育の質を高めると同時に教職員の負担軽減にも繋がると考えています。

今後、現場の主体的な実践を注視しながら県にも要望して教職員の増配置、また配置の工夫に今後取り組みたいと考えております。

教育は人なりという言葉があり、新しい教育を展開できるよう教師が教育活動に傾注できる働き方改革と教育環境の整備を今後も進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

さて、来年からの学習指導要領に則った新しい教科書が既に採択されております。この採択された新しい教科書が既にお手元に届いていることでしょうか、それに基づいて家庭との具体的連携をご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（田尾 勝）

小川議員の再質問にお答えします。

文部科学省は、学習指導要領の趣旨や内容について、保護者向けのホームページやリーフレットを作成して紹介しており、その中で学校での学びを日常の生活で活用したり、家庭での経験を学校生活の中で生かしたりすることがとても大切です。保護者の皆さんの働きかけが子供たちの生きる力を育む大切な原動力となりますと周知しています。文科省の方も、家庭向け、保護者向けの啓発活動を行っているということが読み取れました。

多くの教科書には、家庭やあるいは家庭学習との連携が見られます。ちょっと紹介しますと、教科書にQRコードとかURLが掲載されており、タブレットやスマートフォンなどのアプリで読み取ったり、インターネットに接続したりすれば学習に参考になる情報を見ることができます。言語情報だけではなく、動画や画像で見ることができます。それは学校だけではなく、保護者の皆さんと一緒に家庭で教科書を活用することができるようになっていく一つの現れではないかなという風に思っています。

また、教科書によっては学校と家庭の連携を図る中で、子供の成長を図るノート付きの教科書には保護者のコメントを加える紙面があったりして、特徴的な教科書もありました。

また、学習を広げるために、意識して家族に聞いてみようとか、家庭の中で調べてみようなどのコーナーを設けたり、家庭での学習を促進する工夫も見られました。

また、教科書の裏面などには、保護者向けの教科の狙いや工夫についてメッセージ等が書かれて、教科書が保護者向けにも出されているんだなという風に思いました。

ぜひ保護者の方をお願いしたいと思っているのは、教科書が配布されたときには保護者の方にも子供と一緒に教科書を見てみるということが新しい教育の内容を知る上で大切なことではないかなという風に思いました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

次代を担う子供たちのためにぜひ頑張ってくださいよう、お願いをして次の質問に入りますが、時間がかかりましたので、もし次の質問の途中で時間切れということになった場合には、12月に続きに質問をさせていただきます。誠に申しわけないですけども。

それから最後に学校についてですが、要望です。

昨日、県教委の皆さん方もおいでて、色々と議論、討論されておって、私も同席させていただいておったんですが、多度津小学校の視聴覚室、エアコンがないもので非常に皆さん方、暑さに苦労されながら議論、勉強をされておりました。もしよかったですら視聴覚室にもエアコンをお願いできれば。

実は、多度津小学校であるの広さがあるのがあの部屋しかありませんので、私どもぜひともお願いしたいなど。つい学校の先生とも色々話をさせていただきました。よろしくご検討をいただいたらと思います。ありがとうございます。

次に、放課後児童クラブの現状と方向性についてであります。

町は、放課後児童クラブ事業の管理運営に当たり指定管理者制度を使い、社会福祉協議会を管理者に選任して運営しております。こうした業務運営体制の中、大きな問題もなく円滑に運営されていることと思います。

さて、これらの運営の中、児童館、四つ葉クラブなどの現場では、恐らく様々な事柄が日々発生しているのではないのでしょうか。改めて児童館と四つ葉クラブの現状と課題、今後の方向性について質問させていただければと思います。

そこでまず、町健康福祉課と社会福祉協議会及び児童館と四つ葉クラブなど、放課後児童健全育成事業に関係する組織体系についてご説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の放課後児童健全育成事業に関係する組織体系についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、町内4小学校区の児童館及び多度津小学校の余裕教室及び豊原小学校と四箇小学校に近接する2カ所の専用施設において、放課後児童クラブ、通称四つ葉クラブを実施しております。

児童館については、町社会福祉協議会を指定管理者とし、施設の管理に関する業務及び放課後児童クラブ事業を行っており、現在の指定期間は平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間となっております。また、四つ葉クラブにおける放課後児童クラブ事業については、同じく町社会福祉協議会へ業務委託をし、実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

次に、放課後児童クラブ事業の課題についてであります。児童館や四つ葉クラブの職員の方々が日々取り組んでいる事柄、問題点などを拾い上げ、確認いたしたいと思っております。

1 番目、施設面の安全性。

施設の設計が各館異なっており、ガラスが多い遊戯室で遊ばせている児童館もあるようですが、さて安全の再点検が必要ではないでしょうか。

2番目、閉鎖的な室内空間。

児童館という施設内だけの生活パターンが、感性豊かな子供づくりという面では懸念されます。特に平素の3時間ほどの生活と、夏休みなどの長期休みの長時間生活では時間のブロックが違っております。

3つ目、4年生以上の高学年と3年生以下の低学年の時間の過ごし方。

主に高学年の動きでは、室内空間だけでの生活は問題であります。遊びのアーチが低学年とは基本的に違います。いずれにしても、体と精神の発達度合いが自律的になっている高学年の子供たちには、限られた空間施設の中で全員画一的な生活スタイルを求めることは、余りにも育成上問題があるのではないのでしょうか。

4つ目、新設された豊原四つ葉クラブの施設は3年生以上の利用。

3年生を組み入れたこと、このことに問題はないのでしょうか。3年生以下の低学年は15時ごろに下校であり、4年生以上の高学年は16時以降の下校となっております。この1時間のギャップは、宿題を終えた後の自由時間が、勢い長くなって体を動かす遊びができないなど、保護者からもクレームが出ておるようです。よろしく願いをいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の児童館や四つ葉クラブの職員の方々が、日々取り組んでいる事柄や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、施設面の安全性についてでございますが、議員ご指摘のとおり児童館によってはガラスの多い遊戯室で遊んでいるのが現状ですが、各施設については国及び県の設置基準に基づいて設計をしており、採光等の関係から各部屋に窓ガラスが配置されております。

そこで、安全性を高めるため、各児童館及び多度津校区四つ葉クラブにつきましては、全ての窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しております。また、昨年度新設いたしました豊原校区及び四箇校区四つ葉クラブにつきましては、強化ガラス及びポリカーボネートを使用し、児童の安全確保に努めております。また、施設整備の不具合や破損については、支援員が毎日安全点検を行い日誌に記載するとともに、必要に応じて修理、修繕を行っておりますが、さらなる児童の安全確保のため、点検項目等を定めた安全点検表の作成を今後検討してまいります。

次に、閉鎖的な室内空間についてでございますが、ご指摘のとおり現状ではどの施設にも運動場等の屋外活動の場がないため室内での活動が主になっておりますが、段ボール等を用いて創作遊びを行ったり、遊戯室等を利用し、ドッジボールなどの体を動かす遊びを取り入れるなどして、それぞれ制限がある中でも工夫しながら実施しております。また、中・長期休暇中においては、地域のボランティアによる紙芝居や香川大学によるサイエンス教室を実施したり、夏休みには小学校のプール開放に参加したり、多度津校区四つ葉クラブにおいては遊戯室がないため、多度津小学校の体育館をお借りして体を

動かすなど、児童の心身の育成支援に取り組んでおります。

閉鎖的な室内空間ではありますが、子供たちの想像力や協調性を高めていくような活動の充実に努めてまいります。

3つ目の4年生以上の高学年と3年生以下の低学年の時間の過ごし方については、先ほどの答弁のとおり現状としましては室内での活動が主となっておりますが、放課後児童クラブは集団生活の場ですので、一定のスケジュールに沿って運営しております。小学校とは異なり、異学年の子供たちがともに過ごし活動することで他者との多様な関わりを経験したり、物や人に対する興味の幅を広げていくことができるよう、今後も育成支援に努めてまいります。

最後に、豊原校区四つ葉クラブの3年生以上の利用についてでございますが、豊原校区四つ葉クラブは1施設内に2クラスを設けており、現在3年生と5年生のクラス、4年生の6年生のクラスに分かれております。昨年度までは豊原児童館において1から3年生を受け入れておりましたが、利用希望者が多く、国の示す基準、1クラスおおむね40人を超過している状況にありました。そこで、豊原校区四つ葉クラブを新設し、全学年の受け入れ開始に伴い、今年4月から3年生以上については四つ葉クラブでお預かりすることになりました。クラス分けについては、四つ葉クラブ新設時の利用希望者が3年生11名、4年生19名、5年生5名、6年生ゼロ名であったこと、また開設当初は支援員の採用状況から両クラスの支援体制に大きな差異が出ないように調整いたしました。

ご指摘のとおり3年生と5年生の下校時間は1時間程度異なるため、それぞれの遊びや学習に支障が出ないように、現状としては教室の中でスペースを分けるなどの対応をいたしておりますが、来年度以降のクラス分けについては十分検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

最後に今後の方向性について質問をさせていただきます。

児童館と四つ葉クラブには、色々な課題があろうかと思えます。施設の構造や人員体制、予算など様々な制約がある中で、課題の解決には、なかなか困難な面もあろうかと思えます。しかし、町が子育て支援をアピールしている中では、非常に重要なテーマであります。放課後児童健全育成事業の活動をよりよく進化させるには、どのように対応していけばよろしいのかということでございますが、まずは教育委員会として宿題のあり方について教育長にお尋ねをいたしたいと思えます。

教育上のテーマとして様々な事柄を議論されていることと存じますが、その一つとして宿題の基本的なあり方も指針を出されていると思えます。急な質問で恐縮でございますけれども、本件に関連しておりますので、よろしければご教示いただけたらとお願い申し上げます。よろしくお願いたします。



教育長（田尾 勝）

宿題の基本的なあり方についてのご質問に答弁させていただきます。

文部科学省が定めた学習指導要領には、宿題という項目は含まれておりません。家庭学習を視野に入れた指導の一環として捉え、内容や実態は各校、各教師の裁量に任されているものとなっています。

学校現場の様子を見ますと、宿題は学習状況の確認とか学習の定着、学習の準備などを目的に実施しております。日ごろの授業で行う場合、また長期休業中の課題として課されることがあり、内容的に自主学習、プリント、教科書などの練習問題、時には作文、レポートなどがあります。多くの場合、提出された宿題は教師の手で検印、コメントをつけるなどして理解度、課題などを確認し、授業改善に役立てております。それだけではなく、昨今家庭での学習時間が少ないということが指摘されており、自主的に学ぶ方法や態度を育てるために必要なものであり、自主学習スタイルの宿題に取り組んでいる学校も複数あります。

配慮しなければならないことは、子供の実態に即したもの、自力で果たせるように配慮しておくこと、そして宿題の趣旨も子供たちに知らせておくということも肝要です。そして、家庭では学校とは違う自分のペースで、スタイルで、できる限り自力で取り組めるようになれば効果は上がるものと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

宿題は授業の補完的な要素であるとともに学習の理解度を判断して、以降の進め方あるいは軌道修正等を考慮していく学習の滞つくし的存在であると、これは大切なことだと認識いたしました。

以降の質問でございますが、残念ながらあと3分ほどしかございません。途中で尻切れとんぼになるのも恐縮なことでございますので、以降の質問、三、四点ございますが、12月度の一般質問に回したいと思っております。議長よろしいでしょうか。

議長（村井 勉）

はい。

議員（小川 保）

済いません、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で9番 小川 保終わります。ありがとうございます。